

地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和7年1月16日（木）～令和7年2月14日（金）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 財政局税政部税制課（本庁舎2階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各市税事務所

オ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia2.html>

3 意見の受付方法

郵送、持参、ファクス、電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0名	0名	0名	1名	1名

(3) 意見総数

9件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月14日実施)

1 地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	「ガバメントクラウド」は、国や地方公共団体を通じてデジタル化を推進する、そのために自治体基幹システムを国に標準化する必要があるとのことだが、それを扱う主企業が米国企業GAFAM(国産は未完成と聞いている)とのことだがガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこが担うのか。札幌市はどの企業と契約するのか公開するべきだ。	ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAP(イスマップ)」に登録されたクラウドサービス事業者(以降、CSP)により提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。 なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国(デジタル庁)は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてシステムを提供する事業者(以降、ASP)が担います。 ガバメントクラウドの契約はCSPとデジタル庁が行うものであり、本市はガバメントクラウドの利用に関してデジタル庁と契約を結ぶため、CSPと本市が直接契約するものではありません。また、本市が利用するガバメントクラウドはASPがどのCSPを利用するか依存するため、本市が任意に選ぶことができないものではありません。 本市では、令和7年12月末に一部システムのガバメントクラウドへの移行を予定しております。利用するガバメントクラウド環境は、OCI(Oracle Cloud Infrastructure)とAWS(Amazon Web Services)となります。
2	札幌市民の膨大な個人情報データを国の方針で格納することになっており、基幹システムを国に標準化することだが、サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより増すことになるのではないのか。問題になっているランサムウェア攻撃となると事はさらに深刻で、市民が二次三次被害を受けかねず、その責任は契約した札幌市(市長)が市民の被害賠償責任を取る(税金による)ことになるのか。 個人情報(市民住民の知らないうちに)漏洩流失すれば取り返しがつかない。名簿化されて犯罪に巻き込まれる恐れもある。言うまでも無く、漏洩流失した個人情報は取り戻すことができない。	ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。
3	1月29日付け日経デジタル記事によれば「政府が進める自治体システムの標準化により、運用経費が平均で移行前の2.3倍に膨らむ見通しとの調査結果」とのことだが、札幌市の情報公開を求める。	ご指摘のとおり、他自治体では運用経費の増大が懸念されているところではありますが、本市においては、令和9年度に税システムをはじめとした多くの標準化対象システムがガバメントクラウドへ移行する予定のため、運用経費については、システムの運用方法とともに検討中の段階です。 先行して移行する他自治体の事例を参考にするとともに、標準システムの改修にあたってはクラウド環境への最適化を行い、移行後の運用経費の精査に努めてまいります。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
4	札幌市は、国の政策に伴い「ガバメントクラウド」に市民の個人情報情報を格納することに、市民の同意を得る必要はないのか。またクラウド企業との契約や更新などに予算を組む必要があるはずだが、議会で条例を策定したのか。もし不要とする場合の根拠はあるか。	ガバメントクラウドの整備と利用促進については、法律(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律)により定められているものであり、市民の同意は求められておりませんが、個人情報の取り扱いにあたっては様々なセキュリティ対策を講じ、十分留意して対応してまいります。 また、ガバメントクラウドに係る契約については、地方自治法における議会の承認が必要な契約に含まれておりませんが、通常の契約と同様、費用精査の上で予算案に計上し、議決を経て執行してまいります。
5	昨今のサイバー工攻撃(ランサムウェアなど)でさらにリスクが高まり、高いセキュリティ対策が求められる。さらに対策が必要になるのではないのか？その経費(税金)はいかほどか？	Ⅲリスク対策に記載したとおり、ガバメントクラウドへの接続にあたっては専用回線接続とすることで、外部からの侵入が物理的に不可能とする対策を行います。対策費用については、令和9年度の税システムをはじめとした標準化対象システム全体のガバメントクラウドに移行に係る仕様が固まる時期に見通しが立つ予定であり、現時点では比較できませんが、従来のオンプレミス型のシステム利用と比べて大きな費用が必要となる想定はありません。
6	リスク対策いたちごっこであり、またヒューマンエラーもあってこれで大丈夫という保証(保障)はどこにもないが、個人番号を紐付ける特定個人情報情報をクラウド化することによりどのような事務の効率化ができるのか、具体的な費用対効果を公開するべきだ。	ガバメントクラウドのクラウドサービスには国による厳格なセキュリティ基準があり、これを満たしたものを導入することで、従来よりも高度なセキュリティが確保できることに加え、時間を要する機器類の調達などが不要となり、短期間で新たな情報システムの導入も可能になると認識しています。 なお、今回の変更は標準化に伴い他の事務のシステムがガバメントクラウド上に移行することに伴い、税情報を連携するプロセスに変更が生じることによるものであるため、事務の効率化が目的ではなく、従来業務継続に不可欠な変更となります。
7	「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを国に標準化することは、憲法に保障された地方自治権の放棄に繋がりますシステム更新・ランニングコストなど膨大な運営経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。この費用対効果は非常に疑問。クラウド企業の利権(公共事業)に、市民の財産を巻き込み、振り回されているのではないのか。	システムの更新・維持にかかる費用については毎年度予算として市議会における議決を経て執行してきており、ガバメントクラウド関連経費についても同様の扱いとなります。 なお、今回のガバメントクラウドへのシステム移行にかかる費用については国の補助金も活用して事業を進めているところです。
8	クラウド格納情報:保管期間の記載がないが、決まっているのか。	今回の変更は他の事務のシステムがガバメントクラウドに移行することに伴い、税情報の連携プロセスに変更が生じることによるものです。税システム自体の移行は令和9年度を予定しているため、クラウド上における税情報の保管期間などについては検討のうえ、後日別途記載する予定です。
9	クラウドのデータ消去:クラウド事業者の第三者認証。監査報告書、データ消去を示した根拠となりうる「廃棄証明書」の札幌市の「確認」も必要である。	税システムの移行は令和9年度を予定しているため、今回の変更では、税システムにおけるクラウド上のデータ消去や監査についての記載していませんが、クラウド環境利用終了時には利用者である本市の責任で管理するデータを消去します。